

第十四條 職工人夫供給請負人ヨリ供給スル員備工人夫ノ業務上ノ負傷疾病ハ當所ノ費用ヲ以テ治療ヲ加フヘシ因テ死亡シ又ハ勞働ニ堪エサルニ到リタルトキハ特ニ百五十圓以下ノ扶助料ヲ請負人ヲ經テ惠與ス

本條ノ日備職工人夫中當所ノ職工ト同様ニ使役スル者ニ對シテハ特ニ當所臨時傭ニ準シ本規則第二章ノ規定ヲ準用スルトアルヘシ

第廿五條 時効ニ因リ請求權ノ消滅シタル賃金、選附セサル保證金及懲戒處分ニ依リ徴收シタル金員等ハ本規則ニ依ル職工救済ノ資ニ充ツルモノトス

附 則

- 一、本規則ハ大正九年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 二、當所ニ於テ必要ト認ムルトキハ本規則ヲ加除更改スルコトアルヘシ

四、三菱爭議の發端

神戸に於ける三菱三社(三菱造船株式会社、三菱内燃機製造株式会社、三菱電機株式会社)は、何れも罷業禍を免れ得ざりしが就中三菱内燃機は最も速く爭議の端を開けり。六月十九日賃料支給日の如き友愛會に屬する二三の職工が退場時間に街路にて藤永田罷業團の同情金を募集したるに之に應ずるもの、内燃機職工に多かりしは會社も亦認むるところなるが、内燃機が他の兩社に比し斯くの如き形勢の顯著なりしは、内燃機内部の人心の不一致なりし事に歸因するものなり。即ち曩に内燃機製造所の設けらるゝ所長として長崎より赴任し來りし伊藤博士は伍長組長等の長階級を長崎より引具し來るあり。其長階級を頼りて長崎より移住し來れる平職工あり。雖然一個の長階級を生じ、土著職工の所謂

神戸派との感情常に圓滿ならず、神戸派は兎角壓せられ勝ちにして快々たるもの多かりき。而も三月以來賞與制度廢止、殘業時間短縮等生活の脅かさるゝあり、一抹の暗雲漸く内燃機工場の上に漂ふを見たり。

三菱三社中、友愛會が組合員を有せるは造船所修理機械工場(職工約五百)に於ける兵庫支部約百名に過ぎず。内燃機の如き殆ど何等労働組合の屬員を有せざりしと斷言するを得べし。三菱三社が爭議後上梓配本したる「神戸に於ける三菱労働紛議」は「當時同工場には社外運動者との聯絡を有するもの少からず。三菱に於て事を舉ぐるには、先づ内燃機工場に著手するを便なりとする説あり」と記せるが、こはその一面の觀察にして、内燃機職工に嘗て友愛會の會員として労働運動の何物なるかを教へられし者あり。内燃機爭議の勃發に到る内外の狀勢は、彼等に嘗て組合にありし日の心狀をさながらに復活せしむべく誘致したりと云ふを寧ろ適當とせんか。

二十一日以來同工場職工便所に「大阪に起れる動搖は近時吾々の生活困難を安全たらしめん爲の罷業なり。生活の完全を計らんとする同志よ。結束して立てよ」大阪藤永田職工諸君の成功を祝すと同時に當工場一般職工の結束を促す」等の落書を見、狀勢漸く動かんとする者あり。超えて二十四日午後五時和田崎町三丁目丸山清朝(舊友愛會員、當時内燃機工場在勤並職)方に内燃機工場機械工及仕上工を主とする職工約百名集合し、翌日午前中會社に對して嘆願書を提出することを協議し、更に同志